

大規模災害被災を事由とする授業料免除について

本授業料免除は、被災した年度の翌年度から起算して5年を経過するまでの期間において、経済的な理由により修学の機会を失うことがないよう、経済支援策として、授業料免除等を実施するものです。

学部・大学院に在籍する（入学する）正規学生で大規模災害に被災した世帯の学生が、次のいずれかの条件に該当する場合は申請を受け付けます。

1. 支援対象となる災害

- ・令和元年8月、9月豪雨
- ・令和2年7月豪雨

※災害救助法適用地域に準ずる

※平成28年熊本地震・平成29年九州北部豪雨及び平成30年北海道地震は発生の翌年度から5年以上経過したため終了しました。

これまで本授業料免除へ申請していた方は、通常の授業料免除へ申請できます。

ただし、家計と学業成績の2つの基準を両方満たす必要があります。

2. 申請対象者

学部・大学院に在籍する（入学する）正規学生で、以下に該当する者。

主たる家計支持者が所有する自宅家屋が1. の災害により被災した場合

3. 提出書類

『授業料免除等申請のしおり』にある必要書類に加え、以下の書類を提出してください。

- ・大規模災害の被害状況に関する届出書（様式 B-1）
- ・り災証明書等

4. 申請方法

『授業料免除等申請のしおり』に記載の期間・提出方法で提出してください。

5. 注意事項

- ・この授業料免除は、国からの予算措置に基づき特別に実施されるものであるため、今後、継続して申請できることを保証するものではありません。新たに国からの措置がない場合は、通常の授業料免除制度による申請となります。
- ・この授業料免除に該当する学生でも、日本学生支援機構給付奨学金（新制度）の申請要件を満たしている場合は、大学独自制度（従来制度）のみ申請することは認められません。

大規模災害の被害状況に関する届出書

佐賀大学長 殿

学籍番号		氏名	
------	--	----	--

令和6年度後期授業料免除において、大規模災害に被災したことに伴い、下記のとおり被害を受けたことを届け出ます。

記

1. 罹災区分

- 全壊
大規模半壊
半壊
一部損壊
その他（ ）

※必ずり災証明書（写）を添付してください。

※対象は主たる家計支持者が所有する自宅家屋に限ります。

2. 被災地住所

3. 被災状況

保証人氏名

印